

米田町9班裏斜面崩落個所の緊急対応のお願いについて（回答）

- 提出者：米田町自治公民館
- 受付日：平成30年9月4日
- 回答日：平成30年9月21日

1. 緊急措置として、民家へ土砂が流入することのないように、大型土嚢の積み上げをお願いしたい。

【回答：建設課 Tel 22-8169】

緊急措置として大型土のうを6袋設置しました。引き続き状況観測することとします。

2. 絵下谷線は樹木がうっそうと茂り、枯れた木も多数あるため、樹木の撤去をお願いしたい。

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました市道は市道米田町富海線になります。道路管理者としまして車に当たるような箇所  
の枝に関しましては、市道を利用される方の通行を確保する事を目的に、建築限界（高さ：4.5  
m程度、幅：市道の幅員）に進入している樹木の枝等を木（土地）の所有者に許可を得て伐採させて  
いただいています。しかし、本来、その樹木は隣接民地にある樹木であるため、所有者の財産となり  
ますので所有者で伐採されるべきであると考えます。地元自治公民館のご協力を承りますようお願い  
いたします。（市有地等官地に生えています樹木に関しましては市で伐採等の対応をいたします。）